

機 関 誌

えひめ 社会福祉 2022



「やさしさ」を抱きしめよう



社会福祉法人
愛媛県社会福祉協議会

も く じ

- 特集「愛媛県介護ロボット相談窓口を開設しました！」 …… P 1
- 特集「創立70周年記念映像のご案内」 …………… P 4
- 特集「令和4年度 愛媛県社会福祉協議会の組織改正」 …… P 5
- 愛媛県社会福祉協議会一押し事業紹介
 - ・ 経営管理課 …………… P 7
 - ・ 法人振興課 …………… P 9
 - ・ 地域福祉課 …………… P10
 - ・ 生活支援課 …………… P12
 - ・ 人材研修課 …………… P14
 - ・ 長寿推進課 …………… P17
- 賛助会員名簿 …………… P19
- 暮らしに役立つ相談窓口一覧 …………… P20
- 愛媛県内市町社会福祉協議会一覧 …………… P22
- 愛媛県内包括支援センター一覧 …………… P23
- 令和3年度 決算の概要 …………… P24
- 新規採用職員へのインタビュー …………… P25



愛媛県介護ロボット相談窓口を開設しました!

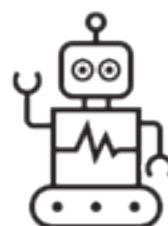
愛媛県社会福祉協議会では、厚生労働省から介護ロボットの開発から普及までを支援するプラットフォーム事業を受託し、令和4年6月1日から「愛媛県介護ロボット相談窓口」を開設しています。



介護ロボットとは?

介護ロボットとは「情報を感知し、判断し、動作する」という3つの要素を備え、介護者の負担軽減や利用者の自立支援を促進する介護機器のことです。

主に、介護者の心身の負担軽減や、利用者の自立支援等を目的としており、「移乗介護」「移動支援」「排泄支援」「見守り・コミュニケーション」「入浴支援」「介護業務支援」などの場面で活躍します。



相談窓口で行っていること

1 介護ロボットに関する各種相談受付

介護現場からの介護ロボットの導入や活用方法に関する相談に対応しています。具体的には、介護ロボットを活用した業務改善方法や導入事例の紹介、介護ロボットの製品情報、補助金等の紹介を行います。

2 介護ロボットの試用貸出

介護ロボットを試しに試してみたいという介護現場から、介護ロボットの試用貸出依頼を受け、メーカーとの橋渡しを行います。業務アドバイザーが施設の状況をお伺いしながらご相談に応じます。

<参考>貸し出しが可能な介護ロボットのリストはこちら↓

【介護ロボットの試用貸出リスト厚生労働省・公益財団法人テクノエイド協会】

<http://www.techno-aids.or.jp/robot/file04/2022rentallist.pdf>



3 介護ロボットの体験展示

現場での活用をイメージできる場として、介護ロボットに触れ、体験することができる展示コーナーを用意しています。(令和4年7月末時点で、16種類の介護ロボットを展示中)

4 その他

介護ロボット導入のパッケージモデルの普及に向けた研修会や介護ロボットを導入しようとする介護施設に対する伴走支援など、介護ロボットの普及に向けた様々な取り組みを展開しています。

展示中の介護ロボットのご紹介

①見守りセンサー各種

見守りセンサーは、介護を受ける高齢者にとっては日常生活を「人に見られている」と感じるストレスを緩和すること、介護者にとっては異常があった時のみ通知を受けられることで、夜間等の介護負担を軽減する効果が期待できます。

また、介護記録システムと連携することで、業務の効率化にもつながります。

ベッドと一体型になったものや、ベッドの下に敷きこむパッドタイプ・壁や天井に設置するものなどがあり、現在7種類の見守りセンサーを展示しています。

また、メーカーによって機能も様々あり、利用者の環境や状態にあったものを選ぶことができます。

(機能の例)

- ・「起き上がり」や「離床」、「端座位」を検知して介護者へ通知する機能。
- ・カメラを内蔵し、離れたところからでも居室を確認できる機能。
- ・高齢者の状態（「心拍」「呼吸」「体動の有無」「眠りの状態」「覚醒」）をリアルタイムで確認・記録できる機能。



②移乗・移動支援

- ・マッスルスーツEvery
人や重い物を持ち上げる
ときや中腰姿勢を保つと
きに、腰を支える補助
スーツです。

- ・ロボヘルパーSASUKE
ベッド⇄車いすの移乗を
アシストする介護ロボッ
トです。

介護を受ける方の体重をSASUKEが支えるため、介助者の腰にかかる負担を軽減します。



③コミュニケーションロボット「パルロ」

会話とコミュニケーション力が特徴の介護予防支援ロボットです。会話する相手の顔を記憶でき、「〇〇さん、こんにちは」などの声かけをはじめ、その人に合った会話をすることができます。

インターネットに接続しており、歌や体操と言ったレクリエーションの進行、時には落語までこなします。

やさしい動きで歌ってしゃべる姿を、ぜひ一度見に来てください。



相談員へインタビュー

Q. どのような相談に対応されていますか？

A. 施設の困りごとをヒアリングした上で、施設にあった介護ロボットの紹介や導入に向けたアドバイスを行っています。せっかく介護ロボットを導入しても、現場になじまず使用されなくなってしまうケースもあります。そのため、導入に向けた準備はとても重要です。窓口で、実際に介護ロボットを見たり、メーカーから直接借りて施設で体験したりしながら、施設と一緒に導入に向けた準備を行っています。

施設に限らず、一般の方からのご相談にも応じています。ぜひお気軽にご連絡ください。



Q. どのような介護ロボットがありますか？

A. 介護ロボットや福祉用具は、重度になって使うイメージが強いと思いますが、自立支援や重度化を予防するためにも研究・開発が進んでいます。ここには、そういった見守り支援や歩行支援、コミュニケーションロボットなどの展示もありますので、身近なものとして、ぜひ体験していただければと思います。

特に見守り支援の介護ロボットは、7社の展示があります。それぞれ特徴が違いますので、ご自分の施設・事業所には、どれが合っているか体験・体感していただければと思います。判断に迷ったら試用貸出の対応もしておりますので、そちらもご活用ください。

Q. 介護の現場で働く人に向けて

A. 介護ロボットを適切に使用することは、自分たちの身体的・精神的負担の軽減になることはもちろん利用者の負担軽減、二次障がいの予防などにもつながります。利用者さんに安心・安全に毎日を過ごしてもらうためにも、こういった介護ロボットや福祉用具があるのか知ってほしいです。

また、家族に対しても選択肢の1つとして提示していただきたいなと思っています。

そして、質の高いケアを実現するために身体状況や環境などをきちんとアセスメントをして、その方に合った介護ロボットや福祉用具を選定して、日々の生活支援に取り入れてもらえたらと思います。

連絡先

愛媛県介護ロボット相談窓口

〒790-8553 愛媛県松山市持田町三丁目8番15号

愛媛県社会福祉協議会 愛媛県介護実習・普及センター内

TEL 089-921-8348 FAX 089-921-3398



創立70周年記念映像のご案内

愛媛県社会福祉協議会の創立70周年を記念して、本会の歴史を振り返るとともに、現在の状況、未来の展望をまとめ、役職員や関係者の皆さまと共有し発信することを目的に、下記2種類の映像作品を制作しました。

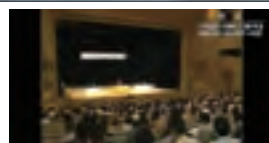
①ロングバージョン【再生時間：約20分】

～ひと雫の水から～ 愛媛県社会福祉協議会70年の歩み

<内容紹介>

昭和26年の結成以来、70年にわたる愛媛県社会福祉協議会の歩みを、その当時の映像や写真を交え、振り返ります。

戦後復興から高度経済成長期、バブル景気、少子高齢化社会への移行……昭和、平成、令和に至るそれぞれの時代の社会課題に対し、本会で取り組んできた各種事業や取り組み等の歴史を顧みながら、これからの時代の進むべき道を考えます。



②ショートバージョン【再生時間：約3分】

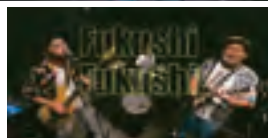
ふくしのすすめ（県社協オリジナルソング） 歌・出演：DRILL（ドリル）with職員

<内容紹介>

『福祉ってどういうもの？』

若い世代の方たちにも福祉の魅力を存分に伝えていきたい、そんな思いからショートムービーを作成しました。

福祉の職場に従事しながら音楽活動続ける愛媛のロックバンド「DRILL」が、福祉の魅力満載のオリジナルソング「ふくしのすすめ」を、熱く歌い上げます。



■映像の本編は、下記から視聴できます。ぜひ一度、ご覧ください。

（「愛媛県社会福祉協議会 YouTube」で検索 🔍）

[YouTube 愛媛県社会福祉協議会]



令和4年度 愛媛県社会福祉協議会の組織改正

◆目的

愛媛県社会福祉協議会では、新型コロナウイルス感染症の影響を含め、多様化する福祉ニーズに対して機動的かつ柔軟に対応するとともに、重点項目や先進的な取り組みを積極的に推進できるよう効率的な組織体制の構築を図るため、令和4年4月に組織改正を行いました。

◆主な内容

1 社会福祉法人等への支援体制の強化

社会福祉法人や福祉施設・事業所を対象とした評価事業、災害時に避難所で要配慮者支援を行う福祉専門職チーム派遣（DWAT）、社会福祉法人を中心とした種別協議会の事務局を一元化することで、社会福祉法人等への支援を拡充・強化することを目的として、法人振興課を新設しました。

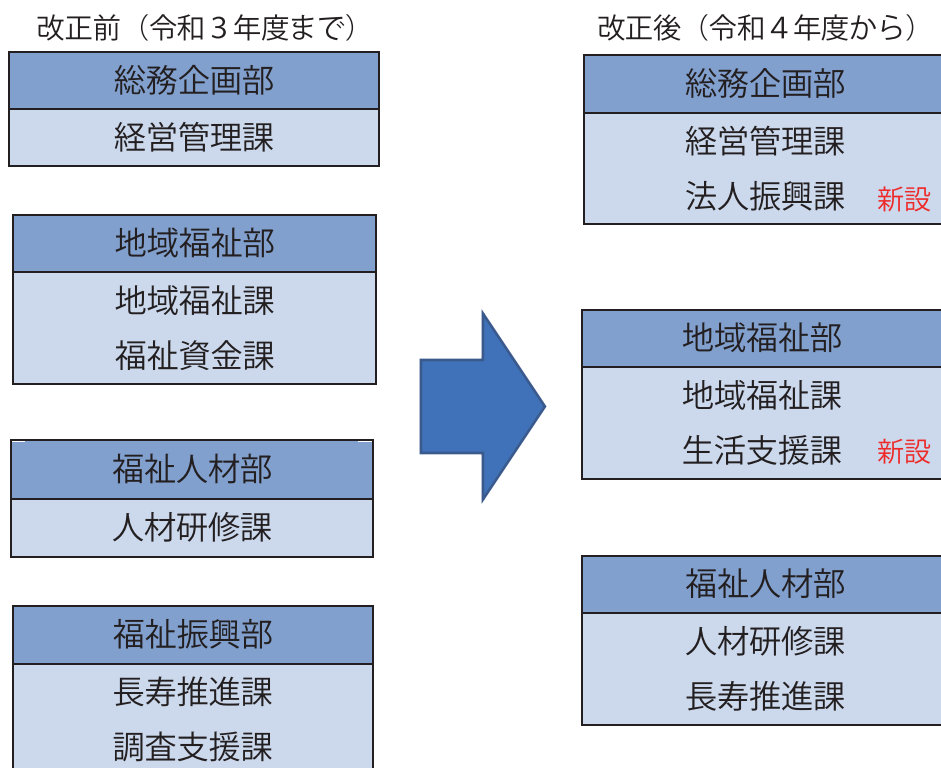
2 生活困窮者等への支援体制の強化

新型コロナウイルス感染症の拡大で収入が減少した方への生活福祉資金特例貸付、矯正施設退所者への支援、生活困窮者への緊急食糧支援や入居債務保証、子どもの貧困対策等、高いニーズのある生活支援関連業務に対応することを目的として、生活支援課を新設しました。

3 組織の整備・合理化

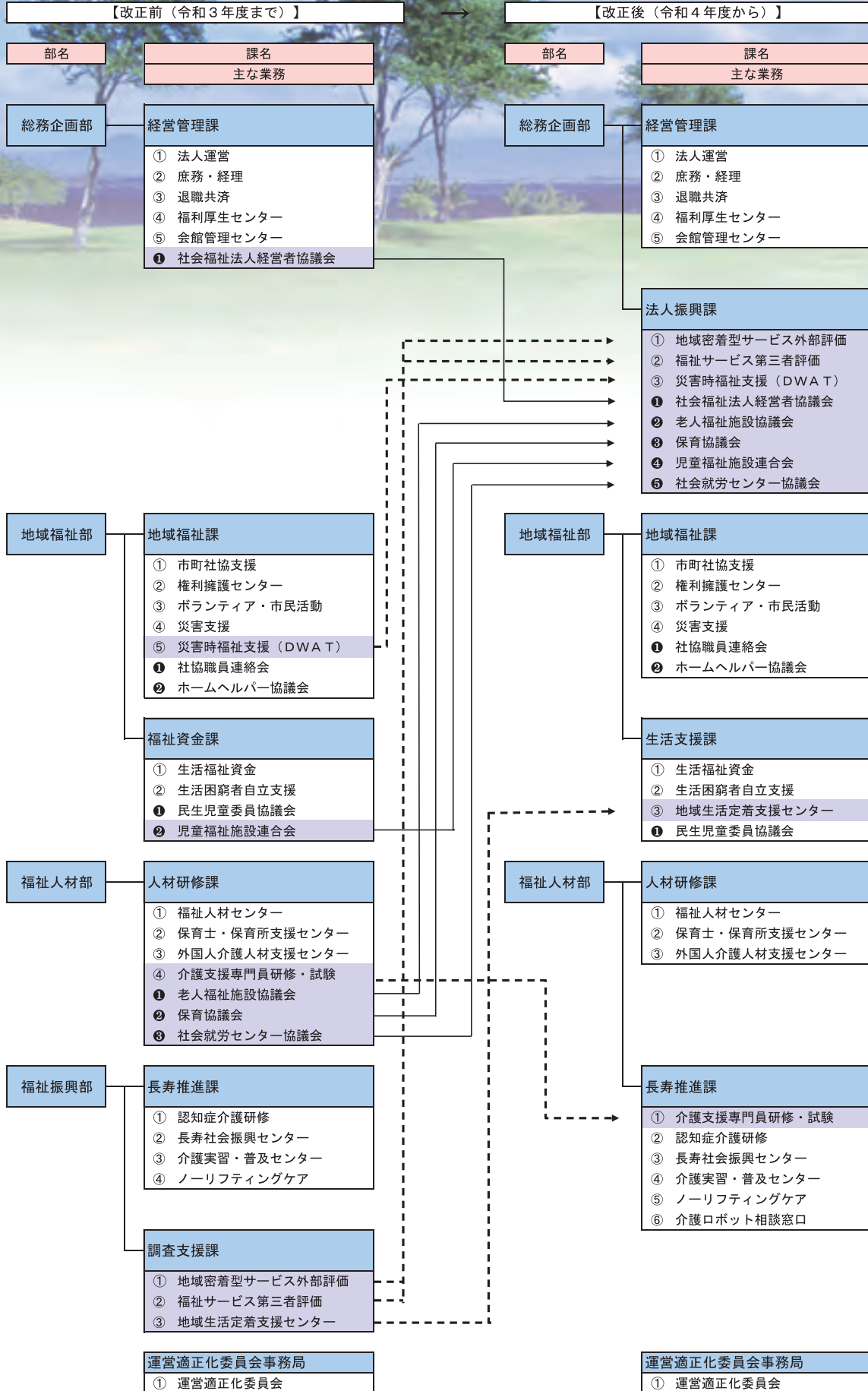
関連業務を整理・集約することで効率的かつ効果的な業務執行が可能な組織とするとともに部署のバランスを図ることを目的として、4部6課体制から3部6課体制に再編しました。

◆組織の変遷



※次のページに新旧対照表を掲載しています。

事務局組織図 新旧対照表



⇒次ページから各課の一押し事業をご紹介します！

福利厚生センター事業（ソウェルクラブ）

県内の福祉従事者の福利厚生を図るため、福利厚生センター（東京都）の委託を受けて、福利厚生事業（愛称：ソウェルクラブ）を実施しています。同事業には、全国で25万人を超える会員が加入し、福利厚生の充実を図ることで、魅力のある職場づくり、人材の確保・定着を図っています。本会では、福祉厚生センターと連携して、全国展開の各種割引サービスに加え、地元根付いた観光ツアーやスポーツ大会等を実施して、会員間の交流やリフレッシュを図っています。

◆サービス内容

- ※各イベントに格安で参加できるほか、慶弔給付、クーポン券の発行等を行っています。
- ・会員交流事業（旅行、ゴルフ、観劇、食事会などに特別料金で参加可能）
- ・愛媛県オリジナルクーポン券発行（県内温泉施設などで利用可能）
- ・健診費用助成、法人内サークル活動助成
- ・慶弔等給付（結婚、出産、資格取得、永年勤続、入院等）、健康生活用品贈呈
- ・各種割引（宿泊・レジャー、スポーツクラブなど、全国20万以上の優待メニューあり）



【今までの会員交流事業実施例】

- ・食事会（東中南予の有名店で実施）
- ・旅行（大原美術館等の日帰りから台湾2泊3日まで幅広く実施）
- ・劇団四季・坊っちゃん劇場（定価の半額以下であっせん）
- ・パラグライダー等の体験講座等

※現在は、新型コロナウイルス感染症拡大防止に対応した事業を実施中。

法人の福利厚生の充実、人材確保・定着につながります。本事業に興味のある方は、パンフレット等を送付しますので、経営管理課までご連絡ください。

社会福祉法人会計研修

社会福祉法人は、高い公益性を有する法人として、これまで以上に事業運営の透明性向上や財務規律の強化が求められています。本会では、計算書類等の整備や適正かつ公正な支出管理に携わる職員の育成や資質を高めるために、平成29年度から社会福祉法人向けに会計研修を実施しています。また、令和元年度からは、一般財団法人総合福祉研究会と共催して5つのコースで開催しており、令和4年度には内容を改変しコース名を一新して実施しています。

◆コースの種類：入門・3級・2級・1級・経営管理（年1回開催）



【受講者の声】

- ・普段会計システムで会計事務を行っていますが、今回の研修で仕訳の方法等、お金の流れを把握するために必要なことを学ぶことができました。
- ・会計未経験の人でもわかるように丁寧な説明であったため理解できました。
- ・実例（実体験）などを交えた講義だったため、とても聞きやすい。

同研修は、毎年、7～11月頃に開催しています。本会ホームページで案内していますので、ご興味のある方は、内容をご確認の上、ぜひお申込みください。

愛媛まごころ銀行

愛媛まごころ銀行とは、皆さまの「地域社会の福祉の向上に役立ちたいという気持ち」と、「援助を必要としている人々」との橋渡しを行うための寄附金等の受付窓口です。

預託いただいた寄附金は、地域福祉関連事業や災害支援（災害ボランティア活動支援）、交通災害遺児の支援等に活用いたします。

また、物品寄附の場合は、関係機関等へ寄附のあっせんを行っています。

愛媛まごころ銀行への寄附金を活用して主にこのような事業を実施しています。

①災害ボランティア活動支援金

被災地でのボランティア活動等で使う資機材等の購入や平常時において地域住民の防災意識を高めるための活動等に活用しています。

②交通等災害遺児進学・就職支援金

本支援金は、愛媛県内の小学校・中学校・高等学校を卒業する災害遺児等の皆さんが進学・就職をする際の経済的援助を行っています。

●その他、本会で実施している地域福祉のための事業にも活用していきます。

【あなたの善意を、愛媛まごころ銀行にご寄附ください。ぜひお気軽にご相談ください！！】

◆預託方法：直接お持ちいただくか、指定口座にお振込みください。

※寄附金は、所得税控除の対象となります。また、寄附者が企業の場合には、損金算入の制度が利用できません。

◆ご希望がある預託者等の方に対しては、贈呈式を行っています

②交通災害遺児進学・就職支援金について

愛媛まごころ銀行に預託いただいた寄附金を利用して、県内の交通災害等遺児に経済的支援を行っています。

◆対象

親又は養育者が、交通・労働事故、天災等で死亡又は重度障がいの状態となった小学校・中学校・高等学校を卒業予定の児童・生徒

◆給付金

小学校卒業生：5万円、中学校卒業生：10万円、高等学校卒業生：15万円

【支援金支給までの流れ】

1 書類提出

①本会指定の様式②在学証明書③災害遺児を証明する書類又は民生児童委員の確認書の3点を本会に提出する。

審査

2 支援金の支給

給付決定後、給付決定通知書を送付し、申請書記載の送金口座へ振込によって支給する。

例年、県内の学校をはじめ、民生児童委員協議会、児童養護施設等に10月頃に案内を行っております。対象の方にご活用いただけるよう周知にご協力ください。

災害時福祉支援地域連携事業について

大規模災害の発生に備え、災害時における支援・受援体制の強化や圏域単位での支援体制構築と保健・医療・福祉分野における関係機関等との連携強化を目指すことを目的に、県行政から事業を受託して、平時や災害時に必要となる体制づくりの検討と構築を図ります。

○災害福祉支援コーディネーターの配置

災害時の支援・受援体制の強化及び関係機関等との連携強化を図ります。

○災害時福祉支援連絡会議の開催（年4回）

災害時要配慮者支援チームにおける二次医療圏域ごとのチーム編成や支援・受援体制の構築における検討を進め、体制の充実を図ります。

○県と市町防災訓練への参加（6か所程度）

災害時要配慮者支援チームの県と市町防災訓練への参加を通して、チーム員の能力向上を図ります。



福祉サービス評価事業等について

福祉サービスの質を確保するとともに、利用者本位の福祉の実現を目指すため、福祉施設等の評価事業を実施しています。

1 地域密着型サービス外部評価事業（外部評価事業）

評価対象	認知症対応型共同生活介護事業所（認知症高齢者グループホーム）
受審頻度等	年1回以上の受審が義務（実施頻度の回数は、一部緩和条件あり） 評価機関又は運営推進会議の活用の選択
評価結果の公開	義務
事業概要	少人数の家庭的な環境の住居で、職員や他の利用者とともに暮らすグループホームは、多くの利用者が認知症であるため、「仮にサービスの質などに問題があっても表面に出にくく、閉鎖的になりやすい」という欠点を指摘されます。また、事業者自らが現状を多角的に分析して改善点を発見して、質を高める契機とするために評価を行う自己評価と同等の項目について外部の客観的な観点から、より精度の高い評価を行う外部評価の一連のサービス評価が義務付けられています。

2 福祉サービス第三者評価事業（第三者評価事業）

評価対象	社会福祉法人等が経営する福祉施設
受審頻度等	保育所、特別養護老人ホーム等高齢者施設、障がい者施設：受審は任意 社会的養護施設：3年に1回（義務）
評価結果の公開	任意（社会的養護施設は義務）
事業概要	福祉サービスの利用が契約制度に移行し、利用者等はふさわしいサービスを選択することが求められています。本評価は、利用者の選択を支援するための情報提供や事業所が客観的・専門的な評価を受けることで、自らのサービスの現状と課題を把握し、サービスの質の向上に結びつけることを目的として実施します。

上記の2つの評価事業は、対象等の違いはありますが、「福祉サービスの質の向上」と「利用者によるサービス選択の支援」の2点の目的が共通しています。本会では、適正かつ効果的な運営を通して、福祉サービスの質と利用者の利便性の向上に寄与しています。

地域支え合い・包括的地域福祉推進事業について

愛媛県地域支え合いセンターで行ってきた西日本豪雨の被災者支援を継続しつつ、複合化・多様化する地域住民の課題（介護、障がい、子育て、生活困窮等）や制度の狭間にあるニーズに対して、平時から地域全体で包括的に受け止め、支え合い、課題解決を図る体制づくりを進め、地域共生社会の実現を目指します。

●会議の開催

○包括的地域福祉推進ネットワーク会議等

介護、障がい、子育て、生活困窮、まちづくりなどの各種支援を担うNPO等の地域活動団体や市町行政、市町社協等の関係機関・団体、学識経験者によるネットワーク会議を開催します。

○災害時の多者連携の枠組み構築に向けた情報共有会議

西日本豪雨での被災者支援活動を通じて得た知識や経験を生かし、県域での災害に対する体制強化を図るとともに、各市町域における災害時に備えた多者連携（市町行政、市町社協、NPO等の関係団体、企業・組合等）の枠組み構築を促進するための情報共有会議を開催します。

●研修会・セミナーの開催

○重層的支援体制整備に向けた研修会・セミナー

市町行政や市町社協の職員等を対象とした体制整備のための研修会や地域共生社会の実現に向けたセミナーを開催します。

○被災者の見守り・相談支援や多者連携の枠組み構築に向けた研修会

地域支え合いセンター閉所後の継続的な支援活動のあり方や課題等について、西日本豪雨災害被災者支援活動に取り組む関係者向けの研修会や、多者連携の枠組み構築をテーマとした市町行政、市町社協、NPO・ボランティア団体、民間企業の職員向けの研修会を開催します。

●アドバイザーの派遣

市町における重層的支援体制整備や地域の生活課題の解決に資する包括的な支援体制の構築を推進するため、アドバイザーを派遣し、市町行政や市町社協の取り組みを支援します。

～愛媛県地域支え合いセンター活動報告～

●生活支援相談員及び被災者支援担当者研修

年6回、生活支援相談員の活動のあり方や生活再建困難世帯への相談支援の方法などについて、実践報告や事例検討を交えながら研修を行いました。

被災者支援から地域生活者支援への移行については、災害を経験した宮城県や岡山県の生活支援コーディネーターとオンラインで事例検討を行いました。



研修風景

●カリタス引越支援

応急仮設住宅から退去する際の引越しを支援するため、JVOADが窓口であるカリタスジャパン基金を活用した支援制度を愛媛県で創設し、本センターで事務を担当しました。令和3年度は、15件の引越支援を行いました。

●情報共有会議（コア会議）・えひめ豪雨災害支援情報共有会議

各市における被災者に対する生活再建支援の取組状況を確認し、今後の被災者支援の課題を明確にするとともに、今後の支援体制について協議をしました。



●今後の取り組みについて

令和4年度からは、地域支え合いセンターの活動で得られたノウハウを生かして、平時から顔の見える関係づくりを進め、災害時の支援活動がスムーズに行えるよう体制整備を行います。

また、「情報共有会議（コア会議）」と「えひめ豪雨災害支援情報共有会議」を発展的に解消し、県域で新しく「地域支え合い・災害支援ネットワーク会議」を開催します。

地域支え合いセンターでは防災対策関連の支援制度等をまとめた冊子を作成しました。



法人後見支援センター事業

愛媛県からの補助・委託事業を通じて、成年後見制度の利用促進や権利擁護活動の担い手の確保に向けて、県域的な権利擁護支援体制づくりに取り組みます。

●成年後見制度利用促進体制整備事業

○研修会

市町行政、市町社協、専門職団体の職員等を対象に、講演や行政説明、先進地の事例報告や意見交換等を実施します。

○アドバイザーの派遣

専門職アドバイザー（弁護士・司法書士・社会福祉士等）を市町に派遣して、行政計画の策定や中核機関等の体制整備促進に取り組みます。



検討会（オンライン開催）



アドバイザー派遣（市のワーキンググループ）

●法人後見推進研修会（権利擁護推進のための担い手養成研修会）

県内の社会福祉法人等を対象に、法人後見事業の拡大と法人間連携の促進、市民後見等の推進を図ることを目的に、研修会と個別相談会（法人後見事業立ち上げ等の相談・指導等）を実施します。



研修会（ハイブリッド開催）



研修会講師（弁護士等）による個別相談

●専門職団体との連携

県内の司法専門職団体との協議会を開催し、成年後見制度の体制整備や法人後見事業の推進に向けた広域的な支援に取り組みます。

愛媛県・社協職員連絡会

新型コロナウイルス感染症の感染拡大のため、県及び市町社協でも事業や行事等の縮小や中止を余儀なくされ、特に多くの人が集まる社会福祉大会やフェスティバル等のイベントは、通常通りの開催ができない状態が続いています。

しかしそのような中でも、十分な感染防止対策を行いながら状況に応じてオンラインを活用し、社協職員に必要な情報の提供や資質向上のための研修、地域の様々な課題の解決に資するための各種会議を実施しています。

調査研究部会では
オンラインを含めた協議を行い、
市町社協の取り組みを集約して、
事例集を作成しました。



生活福祉資金貸付制度のご案内

生活福祉資金とは、資金の貸し付けとそれに伴う必要な相談支援を行うことにより、その世帯の経済的自立と生活意欲の助長を促進するとともに、在宅福祉及び社会参加の促進を図り、その世帯が安定した生活を継続して送れるように支援する貸付制度です。

なお、借入条件や返済計画が整わない場合は、利用できませんのでご注意ください。

詳しいことは、お住まいの地区の担当民生委員又は市町社会福祉協議会にご相談ください。

貸付対象	①低所得世帯、②障がい者世帯、③高齢者世帯
資金種類	<p>①総合支援資金 失業者等に対して、生活再建に向けた継続的な相談支援（就労支援・家計指導等）と生活費等を貸付け、自立生活を促進するための貸付資金</p> <p>②福祉資金 低所得世帯等に対して、資金貸付と必要な相談・支援を行うことにより経済的な自立、在宅福祉及び社会参加の促進を図ることを目的にした貸付資金</p> <p>③教育支援資金 低所得世帯に対して、学校教育法に規定する高校、短大、大学又は高等専門学校に就学するために必要な経費を対象とした貸付資金</p> <p>④不動産担保型生活資金 低所得の高齢者世帯が一定の居住用不動産を担保として生活資金を借受け、住み慣れた家での生活を送ることを目的にした貸付資金</p>
留意事項	<p>①他からの借り入れが可能な場合は、生活福祉資金制度は利用できません。（他制度優先）</p> <p>②債務整理中又は予定している方は利用できません。</p>

生活困窮者等入居債務保証支援モデル事業のご案内

社協の総合相談窓口では、収入が減少し経済的に困窮した状態の相談者が多く、家賃の支払いが滞り退去を命じられるケースや入居に際して保証人が立てられず住まいの確保が困難なケースが増えています。

そこで、賃貸住宅の入居保証人確保が困難な方に対し、本会、市町社協、不動産関係者の三者連携により、本会が法人として入居保証人となる仕組みを構築しました。現在は、宇和島市社協、新居浜市社協、松前町社協で実施していますが、今後は、ケースを重ねながら課題を検証し、県内全域で活用できる生活困窮者支援の社会資源の1つとなることを目指しています。

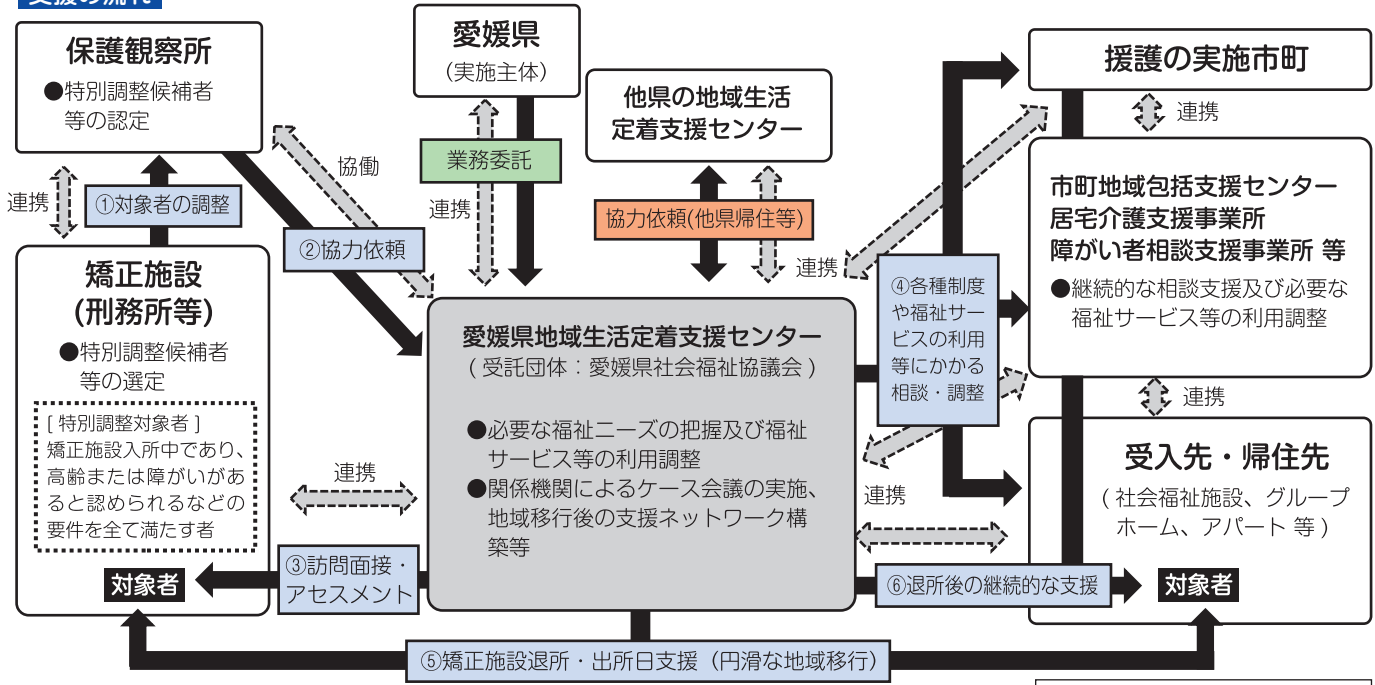
対象者	<p>①本事業を利用して自立した生活を送ることが期待できる方であって、愛媛県内の賃貸住宅（公営住宅は除く）に入居を希望する方</p> <p>②家賃等は継続的に支払いができる見通しにもかかわらず、入居時の保証人の確保ができないため賃貸住宅への入居が困難な方</p> <p>③世帯収入が住民税非課税相当以下の方</p>
保証範囲	<p>①滞納家賃の上限3か月分（建物家賃、共益費）</p> <p>②現状回復にかかる費用（10万円以内）</p>
保証期間	原則2年以内（更新可）
利用料	20,000円
契約	<p>①本会と対象者との「入居保証利用契約」</p> <p>②本会と不動産関係者との「入居債務保証契約」</p> <p>③対象者と不動産関係者との「賃貸借契約」</p>

愛媛県地域生活定着支援センター

センターの目的

高齢の方や障がいのある方が、矯正施設（刑務所等）から退所した後に自立した生活を営むことが困難な場合、保護観察所からの依頼のもと関係機関と連携・協働して福祉サービスの利用を援助することなどにより、地域の中で安心して暮らしていけるよう支援します。

支援の流れ



支援実績（概要）（平成22年12月1日～令和4年3月31日現在）

※③・④＝コーディネート業務
⑤・⑥＝フォローアップ業務

(1) コーディネート業務: 177名(男性150名/女性27名)

①県内帰住者	85名
②他県帰住者	59名
③調整不可(期間不足、辞退、死亡等)	24名
④継続中	9名

(2) フォローアップ業務

①フォローアップ継続中(県内帰住者)	18名
②フォローアップ終了	126名
・他県センターへ引継ぎ	59名
・対象者死亡による終了	12名
・対象者辞退による終了	5名
・帰住先から失踪したことによる終了	2名
・対象者再犯による終了	15名

地域生活定着促進事業における「被疑者等支援業務」について ※令和4年7月から開始

保護観察所からの依頼に基づき、刑事収容施設に身体を拘束されている被疑者等（※保護観察所により重点実施対象者に選定された方）を対象として、自立した生活を営むことが困難な者に対し勾留中から関わり、福祉サービス等の利用調整を行うとともに、釈放後、必要な援助等を継続的に行います。

被疑者等支援業務フロー



福祉・介護人材確保事業

福祉・介護の職場体験や映像制作、求職者の支援等を一体的に行うことにより、安定的な福祉・介護人材の確保を図ります。

福祉・介護関係事業所合同入職式

愛媛県の福祉・介護の未来を担う入職後1年未満の新任職員が、入職式と併せてビジネスマナー教室や講演会に参加することで、自らの仕事に対する誇りやモチベーションを高めながら、職種や職場の垣根を越えた交流を図り、ネットワークを構築することを目的に開催しています。

- 期日：令和4年5月13日（金）
- 場所：ホテルメルパルク松山



福祉就職セミナー&福祉・介護のジョブフェス

福祉分野への就職希望者と職員を募集する求人事業所が一堂に会する職場説明会や、動画配信サイトを活用した「福祉のお仕事プレゼンテーション」等を実施し、県内の求人事業所の様子や福祉の仕事の魅力を発信しています。

- 期日：令和4年6月26日（日）
- 場所：愛媛県県民文化会館



福祉・介護の仕事魅力発信事業<映像制作>

主に若年層を対象として福祉・介護職の魅力を伝え、将来的に福祉・介護職を志す人材を確保することを目的に、ドラマやテレビCMを配信しています。

次世代への介護の魅力発信事業

県内養成校と連携し、若年世代がイメージしやすい福祉・介護の仕事や職場、キャリアアップの方法等を発信するフォーラムを開催しています。

福祉職員階層別研修事業

「新任職員」「中堅職員」「チームリーダー」「管理職員」の4つの階層別にそれぞれの役割の理解を深めるとともに、必要なスキルを身につけることを目的に開催しています。

- 「福祉の職場」新任職員研修会 6月
- 「福祉の職場」中堅職員研修会 9月
- 「福祉の職場」チームリーダー研修会 11月
- 「福祉の職場」管理職員研修会 12月



福祉の資格取得支援

社会福祉の仕事に従事する方を対象に、福祉に関する資格取得を支援することを目的に、各種受験対策講座を開催しています。

- 介護支援専門員受験対策講座 (8月～9月(4日間))
- 社会福祉士国家試験受験対策講座 (9月～10月(7日間))
- 介護福祉士国家試験受験対策講座 (11月(3日間))

福祉・介護職場体験事業 <年間100名>

福祉・介護に関心のある方を対象に、1日から3日間の職場体験を実施しています。

介護助手事業(介護人材就労支援事業) <県内10か所程度>

介護施設での食事の配膳やシーツ交換など介護の周辺業務を行う介護助手として働くための支援を行っています。

ケアワーカーズカフェ<年4回>

テーマに沿ったワークや参加者同士の情報交換等を行うことで、ケアワーカーとしての日頃の悩みや課題、再就職に向けた不安の解消を図り、復職支援や離職防止、定着促進につなげることを目的に開催しています。



介護の入門的研修 (介護に関する入門的研修受講促進事業)

介護に関する基本的な知識や技術を身につけることのできる研修を開催しています。

○基礎講座 3時間 ○入門講座 1 8時間

介護員養成研修事業 (介護職員初任者研修)

高齢化により要介護者が増加する中で、ニーズの多様化にも対応した適切な介護サービスを提供していくことを目指し、介護に必要な知識・技能を習得するための研修を開催しています。

○令和4年度開催場所：宇和島市

介護員養成研修受講促進事業

県内の介護事業所に対して、介護職員初任者研修課程又は生活援助従事者研修課程の研修受講料を助成しています。

○助成率：介護事業所が負担した受講費用の2/3
○対象経費：研修受講中に研修実施事業者に支払った費用
○助成額：55,000円/1名あたり1回

県外人材確保促進事業

県外在住者で愛媛県内の介護・福祉施設等への就職を検討している方が、愛媛県内で就職活動を行う際に要した交通費を助成しています。

○交通費助成：20,000円/1名あたり1回

県外保育士移住促進事業

県外在住者で愛媛県内の保育所等への就職を検討している方が、愛媛県内で就職活動に要した交通費及び宿泊費を助成しています。

○交通費・宿泊費助成：50,000円/1名あたり1回

福祉・介護事業所設見学・体験バスツアー<年3回>

福祉・介護分野に関心のある方を対象に、さらに理解を深めるための県内福祉施設見学ツアーを開催しています。



愛媛県保育士・保育所支援センター

それいけ!! 保育士応援セミナー

子どもたちに関わるために必要な知識や技術を身につける機会を提供することで、保育士資格を持つ方の保育現場への復職や定着を図り、保育人材の確保につなげるためのセミナーを開催しています。



潜在保育士再就職支援研修会<年2回>

保育士として復職するために必要な知識を身につけ、保育現場への復帰及び職場定着へとつなげるための研修会を開催しています。



保育のお仕事出張相談会<年4回>

就職を希望する潜在保育士や保育士資格取得を目指している方等に対して情報提供を行ったり、保育士を募集している教育・保育施設へ潜在保育士等の活用について助言を行ったりすることにより、保育人材の円滑な参入と確実な定着を図ることを目的に開催しています。



レタス*サロン<年6回>

少人数で保育実践を学んだり参加者同士で情報交換を行ったりして、保育士資格を持つ方の現場への復職に対する不安を解消し、一歩を踏み出すきっかけ作りや職場定着を目的に開催しています。



人材研修課

介護福祉士修学資金等貸付事業

介護福祉士や社会福祉士を目指す方、以前介護職員として働いていた方や他業種から障害福祉分野・介護分野に就職される方等を対象に、学費などを無利子で貸し付けています。資格取得後一定期間対象業務に従事する等の要件を満たせば、返還が免除されます。

介護福祉士修学資金 社会福祉士修学資金	
貸付対象者	介護福祉士等の養成施設に在学し、資格取得を目指す方
貸付額	(1)月額 50,000円以内 (2)入学・就職準備金 各200,000円以内 (3)国家試験受験対策費用 40,000円以内 (4)生活費加算貸付

離職した介護人材の再就職準備金	
貸付対象者	介護職として一定の知識及び経験を有し、介護職員等として再就職される方
貸付額	貸付上限額400,000円以内

福祉系高校修学資金返還充当資金	
貸付対象者	指定校卒業後、介護福祉士登録のみで介護業務に従事しなかった方
貸付額	福祉系高校修学資金と同額

介護福祉士実務者研修受講資金	
貸付対象者	介護福祉士実務者研修施設に在学し、介護福祉士の資格取得を目指す方
貸付額	貸付上限額200,000円以内

障害福祉分野就職支援金 介護分野就職支援金	
貸付対象者	他業種から障害福祉分野・介護分野に就職される方
貸付額	貸付上限額200,000円以内

福祉系高校修学資金	
貸付対象者	指定の福祉系高校で介護福祉士の資格取得を目指す方
貸付額	(1)修学準備金 30,000円以内 (2)介護実習費 30,000円以内 (3)国家試験受験対策費 40,000円以内 (4)就職準備金 200,000円以内

保育士修学資金貸付等事業

保育士を目指す方や潜在保育士等を対象に、学費や就職準備金、保育所等へ勤務を希望する未就学児を持つ保育士に対する保育料又は預かり支援事業利用料の一部、保育所等が保育補助者雇い上げる費用を無利子で貸し付けています。資格取得後一定期間対象業務に従事する等の要件を満たせば、返還が免除されます。

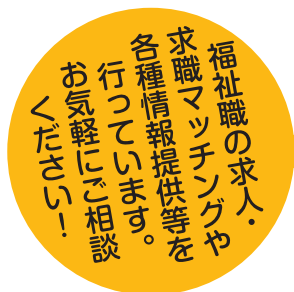
保育士修学資金	
貸付対象者	愛媛県内の保育士養成施設に在学し、資格取得を目指す方
貸付額	(1)月額 50,000円以内 (2)入学・就職準備金 各200,000円以内 (3)生活費加算貸付

未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料の一部貸付	
貸付対象者	未就学児を持ち保育所等を利用し、子どもの預かり支援に関する事業を利用する方
貸付額	利用料の半額(年額123,000円上限)を2年間

未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付	
貸付対象者	保育士であって新たに週20時間以上保育所等に勤務する方又は産後休暇・育児休業から復帰する方
貸付額	保育料の半額(月額27,000円上限)を1年間(勤務開始から起算)

保育士就職準備金	
貸付対象者	保育士であって新たに週20時間以上保育所等に勤務する方
貸付額	貸付上限額200,000円以内(一定の要件を満たせば40万円以内)

保育補助者雇上費貸付	
貸付対象者	新たに保育補助者の雇い上げを行う施設又は事業者
貸付額	年2,953,000円以内



愛媛県福祉人材センター 愛媛県社会福祉協議会 福祉人材部 人材研修課内 TEL 089-921-5344 fax 089-921-3398 URL https://www.11294.net E-MAIL jinzai@ehime-shakyo.or.jp
愛媛県保育士・保育所支援センター 愛媛県社会福祉協議会 福祉人材部 人材研修課内 TEL 089-921-5344 TEL 080-6282-9050 URL https://www.e-h-sc.jp/ E-MAIL jimukyoku@e-h-sc.jp
愛媛県外国人介護人材支援センター 愛媛県社会福祉協議会 福祉人材部 人材研修課内 TEL 089-921-5560 fax 089-921-3398 E-MAIL jinzai@ehime-shakyo.or.jp

令和5年の
開催地は
愛媛県!

愛媛の選手が**全国健康福祉祭(ねんりんピック)**で活躍しています!

■全国健康福祉祭(ねんりんピック)とは?

ねんりんピックの愛称で親しまれている「全国健康福祉祭」は、60歳以上の方々を中心とする、スポーツ・文化・健康と福祉等の総合的な祭典です。

スポーツや文化・芸術活動など多彩な催しを通じて、「高齢者を中心とする国民の健康の保持・増進、社会参加、生きがいの高揚を図り、ふれあいと活力ある長寿社会の形成に寄与する」ことを目的とし、厚生省(現・厚生労働省)の創立50周年を記念して、昭和63年に兵庫県で開催され、その後、各都道府県持ち回りで毎年開催されています。

令和4年は神奈川県で、令和5年には、愛媛県で開催が予定されています。



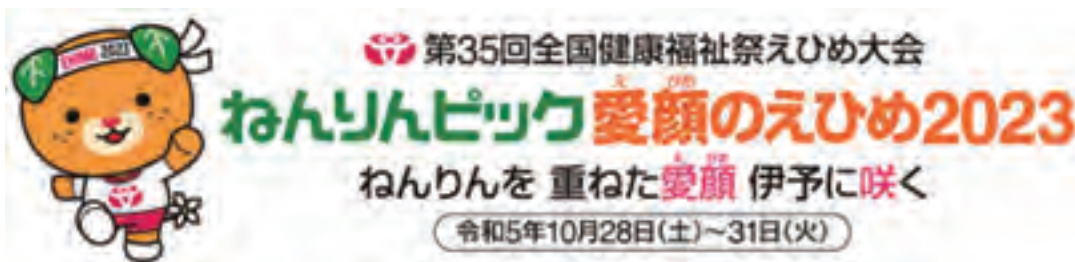
■第34回全国健康福祉祭 神奈川・横浜・川崎・相模原大会(令和4年度)



- 大会愛称 ねんりんピックかながわ2022
- 主催 厚生労働省・神奈川県・横浜市・川崎市・相模原市・一般財団法人長寿社会開発センター
- 開催日 令和4年11月12日(土)～15日(火)
- 開催場所等 神奈川県内26市町・32種目(総合開会式:横浜アリーナ)

※本県から22種目・152名の方が、愛媛県選手団として参加します!

■第35回全国健康福祉祭えひめ大会(令和5年度)



- 大会愛称 ねんりんピック愛顔^{えがお}のえひめ2023
- 主催 厚生労働省・愛媛県・一般財団法人長寿社会開発センター
- 開催日 令和5年10月28日(土)～31日(火)
- 開催場所等 愛媛県内20市町・29種目(総合開会式:愛媛県総合運動公園)

同大会では、各競技のほかに、美術展や音楽文化祭、健康フェア、展示・相談コーナー等、様々な関連イベントが開催されますので、ぜひご参加ください!!(開催場所:愛媛県県民文化会館ほか)

愛媛県高齢者大学校

◆愛媛県高齢者大学校は、県下60歳以上の方を対象に、多様な学習機会を提供し、積極的に新しいことにチャレンジするきっかけを作るとともに、活動を通じて新しい仲間とふれあい、交流の輪を広げていただくことを目的としています。

◆カリキュラムは、一般課程と専門課程があります。

一般課程	専門課程
平家物語・税金・薬の知識等幅広い内容の講義や健康体操・音楽に楽しむ等レクリエーション、美術館見学等の館外見学など全員が受講するプログラムです。	「文芸講座」「園芸講座」「陶芸講座」の3講座から1講座を選択し、受講するプログラムです。



文芸講座の様子



園芸講座の様子

◆高齢者大学校は昭和59年に始まり、令和4年度で第38期となります。

これまでの修了者数は3,059名です。また、卒業後、高齢者大学校同窓会等に所属し、活動をされている方も数多くいらっしゃいます。

◆令和2年度は、新型コロナウイルス感染症により中止となりましたが、令和3年度より、受講人数を減員し、感染対策を徹底し、再開しています。



陶芸講座の様子・作品

高齢者大学校の募集は4月中旬からとなっていますので、ご興味のある方はぜひご参加ください。

～いつもの暮らしをこれからも～
「福祉用具・住宅改造展示場 ユニコム」のご案内

**介護ロボット
体験・相談**

・介護ロボット製品情報の提供から体験、施設等への導入支援まで、介護福祉士が相談に応じます。

**福祉用具
相談**

・福祉用具専門相談員が、歩行器車いす等の福祉用具や介護用の相談に応じます。
 ※火～金曜：9:00～16:00

**体験
ミニ講座**

・高齢者疑似体験、車いす体験、介護技術講習全般等のテーマでの講座の開催が可能です。

ユニコム

★お気軽にご来場、お問い合わせください。

愛媛県介護実習・普及センター 指定管理者：愛媛県社会福祉協議会

松山市持田町三丁目8番15号 TEL：089-921-5140
 愛媛県総合社会福祉会館1階 FAX：089-921-3398

令和4年度

愛媛県社会福祉協議会 賛助会員募集!!

本会は、民間の地域福祉推進団体として、地域住民や市民活動団体等との密接な連携のもと、「自立・共生」を活動の柱に福祉サービス利用者の自立支援を保障し、かつ県民の福祉環境・福祉文化の構築を目指しています。

誰もが住み慣れた地域で安心して生活が送れるような「福祉のまちづくり」に向けて、県民をはじめ関係団体等と協働して活動を行っています。本会の趣旨にご賛同いただき、会員としてご支援・ご協力をお願いします。

【会 員】1口10,000円～

【加入条件】社会福祉事業に関心を持ち、本会の目的及び事業に賛同する企業・団体又は個人

令和4年度会員(8月1日現在)

	企業・団体名	郵便番号	住 所	電話番号
1	株式会社あいテレビ	790-8529	松山市竹原町1-5-25	089-921-2121
2	アカマツ株式会社	790-0921	松山市福音寺町235-1	089-975-1234
3	アマノ印刷株式会社	790-0932	松山市東石井町1-10-30	089-956-2442
4	株式会社伊予銀行	790-8514	松山市南堀端町1	089-941-1141
5	株式会社伊予鉄グループ	790-0012	松山市湊町4-4-1	089-948-3222
6	株式会社伊予鉄高島屋	790-8587	松山市湊町5-1-1	089-948-2111
7	株式会社エーシー	791-2113	伊予郡砥部町拾町105-1	089-956-8858
8	株式会社愛媛銀行	790-8580	松山市勝山町2-1	089-933-1111
9	愛媛県信用農業協同組合連合会	790-0006	松山市南堀端町2-3	089-948-5211
10	愛媛県森林組合連合会	790-8582	松山市三番町4-4-1	089-941-0164
11	愛媛県農業協同組合中央会	790-8555	松山市南堀端町2-3	089-948-5607
12	エヒメシステム	791-1113	松山市森松町838-4	089-976-4111
13	株式会社愛媛新聞社	790-8511	松山市大手町1-12-1	089-935-2111
14	愛媛信用金庫	790-0002	松山市二番町4-2-11	089-946-1111
15	えひめ税理士法人	790-0878	松山市勝山町1-78-1(カワラ-勝山202)	0120-358-377
16	えひめ中央農業協同組合	790-0011	松山市千舟町8-128-1	089-943-2121
17	株式会社愛媛電算	790-0067	松山市大手町1-11-7	089-941-2226
18	岡田印刷株式会社	790-0012	松山市湊町7-1-8	089-941-9111
19	音伍繊維工業株式会社 松山支店	791-8018	松山市問屋町10番51号	089-923-2020
20	株式会社オフィス・ラボ	791-1106	松山市今在家四丁目9番32号	089-958-2483
21	株式会社戒田商事	791-1114	松山市井門町190-1	089-956-2295
22	喫茶ふれあい	790-8553	松山市持田町3-8-15	089-921-7022
23	クボタ印刷株式会社	790-0921	松山市福音寺町579-6	089-998-7771
24	佐川印刷株式会社	791-8018	松山市問屋町6-21	089-925-7471
25	株式会社CPI	790-0065	松山市宮西三丁目4-40	089-904-2077
26	株式会社四国テクニカ松山営業所	790-0856	松山市南町2-7-11 井関ビル3F	089-915-0730
27	株式会社松栄印刷所	790-0003	松山市三番町7丁目9-2	089-941-3334
28	株式会社松年社	790-0952	松山市朝生田町4-7-27	089-932-0666
29	株式会社シルバーサポートジャパン	839-0863	福岡県久留米市国分町1466-6	
30	株式会社スイッチプラン	790-0062	松山市南江戸2-9-17	089-995-8231
31	セキ株式会社	790-8686	松山市湊町7-7-1	089-945-0111
32	全国共済農業協同組合連合会愛媛県本部	790-0006	松山市南堀端町2-3	089-948-5533
33	株式会社曾我商会	790-0047	松山市余戸南1-20-28	089-968-6206
34	大王製紙株式会社	799-0492	四国中央市紙屋町2-60	0896-23-9001
35	大昌工芸株式会社	790-0966	松山市立花6-5-27	089-943-3504
36	太陽印刷株式会社	790-0921	松山市福音寺町514-1	089-932-2881
37	チャンプオート	798-0020	宇和島市高串3番耕地61-1	0895-25-4114
38	株式会社テレビ愛媛	790-8537	松山市真砂町119	089-943-1111
39	東武トップツアーズ株式会社松山支店	790-0003	松山市三番町4-11-6-2F	089-941-9231
40	東洋羽毛中四国販売株式会社愛媛営業所	791-1114	松山市井門町21-1	089-958-2331
41	株式会社トーカイ	790-0924	松山市南久米町110	089-976-3323
42	トヨタカーラ愛媛株式会社	791-8511	松山市中央1-16-5	089-922-3311
43	Dream財団	107-0052	東京都港区赤坂九丁目7-7(ザ・パーク・レジデンシズ・アット・ザ・リッツカールトン)	050-3852-6855
44	南海放送株式会社	790-8510	松山市本町1-1-1	089-915-3333
45	濱商株式会社	790-0001	松山市一番町3-3-6 センタービル7階	089-933-8588
46	株式会社ハラブックス松山支店	790-0056	松山市土居田町396番地6号	089-974-8711
47	株式会社パルス・デザイン	790-0913	松山市畑寺1丁目7-19-4	089-932-1131
48	株式会社ひめぎんソフト	790-0874	松山市南持田町27-1	089-943-7767
49	株式会社フジ	790-8567	松山市宮西1-2-1	089-926-7111
50	富士フィルムBI愛媛株式会社	790-0003	松山市三番町7-1-21	089-993-8861
51	株式会社フジトラベルサービス	790-0065	松山市宮西1-5-10	089-947-8070
52	株式会社船倉	790-0878	松山市勝山町2-10-4	089-941-4578
53	平和印刷工業株式会社	790-0921	松山市福音寺町728	089-947-9155
54	名鉄観光サービス株式会社松山支店	790-0003	松山市三番町4-12-4	089-921-5131
55	モリ毛興産株式会社	791-0222	東温市下林2126	089-968-2599
56	ヤマキ株式会社	799-3194	伊予市米湊1698-6	089-982-1231
57	ヤマショウ株式会社	790-0823	松山市清水町一丁目6-3	089-922-4888
58	株式会社ユニマツライフ松山営業所	790-0038	松山市和泉北3-11-8	089-986-6900
59	株式会社 諒和	535-0002	大阪市旭区大宮4-18-18	06-6952-7015
60	ReM	790-0864	松山市築山町1-28 池永ビル2F	089-993-8960

※賛助会員の皆様には、「機関誌」を送付するほか、本会ホームページ及び「機関誌」に、お名前を掲載しています。

暮らしに
役立つ

毎日の暮らしでちょっと聞きたい、とても困っている、不安で仕方がない…そんなとき

相談窓口



法律

一般法律相談・多重債務相談

松山市役所 弁護士相談
☎ 089-948-6211

相談日時 毎週水曜日（予約制）
13:30～16:00（30分以内）

成年後見制度に関する相談

成年後見センター・リーガルサポートえひめ支部
☎ 089-941-1263

相談日時 第2水曜日（要予約）
13:00～19:00（1人30分）

法的トラブル解決に関する相談

法テラス愛媛 IP電話の方
☎ 050-3383-5580 ☎ 0570-078-396

相談日時 相談は電話予約の上
（予約受付：月～金曜日 9:00～17:00）

高齢者・障がい者のための電話法律相談

ひまわりあんしん電話相談
☎ 089-907-2020

相談日時 毎週水曜日（予約不要）
10:00～12:00（祝日・休館日を除く）

成年後見制度に関する相談

コスモス成年後見サポートセンター愛媛県支部（愛媛県行政書士会内）
☎ 089-907-6363

相続・遺言・登記・借金・裁判手続きのアドバイス

愛媛県司法書士総合相談センター相談会・相続登記相談センター
☎ 089-941-1263

相談日時 第2・第3水曜日（要予約）
13:00～16:00（30分以内）

遺言・契約・任意後見などに関する相談

松山公証人合同役場
☎ 089-941-3871



交通事故

交通事故にかかる賠償問題などの相談※弁護士無料相談を希望される場合は、相談員への事前相談が必要

愛媛県交通事故相談所
☎ 089-941-1111
（内線 580）

受付日時 9:00～12:00 相談日時 9:00～12:00
13:00～15:00 13:00～16:00
月～金（祝日・年末年始を除く）

弁護士無料相談（要予約） 第1・第3金曜日 13:00～14:00

損害の請求額・請求方法、賠償責任などの相談

日弁連交通事故相談センター 愛媛県支部
☎ 089-941-6279

相談日時 火曜日（予約制）
13:30～16:00（1人30分以内）

生活

消費生活の相談

愛媛県消費生活センター
☎ 089-925-3700

相談日時 月・火・木・金曜日 9:00～17:00
水曜日 9:00～19:00

生活の安全を守るための相談

警察総合相談室
☎ 089-931-9110 または #9110

相談日時 24時間
（夜間・土・日・祝日は当直対応）

人権問題に関する相談

愛媛県人権啓発センター
☎ 089-941-8037

相談日時 月～金曜日（祝日、年末年始を除く）
8:30～17:15

性暴力の相談

えひめ性暴力被害者支援センターひめここ（媛CC）
☎ 089-909-8851

相談日時 24時間 365日

多重債務に関する相談

四国財務局 多重債務者相談窓口
☎ 087-811-7801

相談日時 月～金曜日（祝日、年末年始を除く）
9:00～12:00、13:00～17:00

年金

年金全般の相談

新居浜年金事務所
☎ 0897-35-1300

今治年金事務所
☎ 0898-32-6141

松山東年金事務所
☎ 089-946-2146

松山西年金事務所
☎ 089-925-5105

宇和島年金事務所
☎ 0895-22-5440

相談日時 月～金曜日（祝日、年末年始を除く）
8:30～17:15
第2土曜日 9:30～16:00

仕事就職

福祉の仕事を専門で紹介する無料職業相談所

愛媛県福祉人材センター
☎ 089-921-5344

相談日時 月～金曜日（祝日、年末年始を除く）
9:00～17:00

労働に関するあらゆる分野の相談

愛媛労働局 総合労働相談コーナー
☎ 089-935-5208

相談日時 月～金曜日（祝日、年末年始を除く）
9:00～12:00、13:00～17:00

若年者の就職相談

ジョブカフェ愛work（愛媛県若年者就職支援センター）
☎ 089-913-8686

相談日時 月～金曜日 9:00～19:00
土曜日 10:00～18:00
（祝日、年末年始を除く）

若年者の就職相談（学生をのぞき15～49歳までで就職を目指す方）

えひめ若者サポートステーション
089-948-2832

相談日時 月～土曜日（祝日、年末年始を除く）
10:00～18:00

東予若者サポートステーション
☎ 0897-32-2181

相談日時 月～金曜日（祝日、年末年始を除く）
10:00～18:00

介護

福祉サービスに関する苦情解決の専門機関

愛媛県運営適正化委員会
☎ 089-998-3477

相談日時 月～金曜日(祝日、年末年始を除く)
9:00～12:00、13:00～16:30

在宅介護に関する相談ごと全般

愛媛県在宅介護研修センター
☎ 089-914-0721

相談日時 平日(年末年始を除く)
8:30～17:30
※相談はお電話で事前予約をお願いします。

認知症の介護に関する相談

認知症の人と家族の会 愛媛県支部
☎ 089-923-3760

相談日時 月～金曜日(祝日、年末年始を除く)
10:00～16:00

福祉用具・住宅改造に関する相談

愛媛県介護実習・普及センター
☎ 089-921-5140

相談日時 火～金曜日(祝日、年末年始を除く)
9:00～16:00

高齢者

生活全般にわたる心配ごとや悩みごと

愛媛県高齢者相談センター
☎ 089-921-8789

相談日時 月～金曜日(祝日、年末年始を除く)
9:00～12:00、13:00～17:00



健康・悩み

心の悩み相談

愛媛いのちの電話
☎ 089-958-1111

相談日時 毎日12:00～24:00

心の問題や精神的な悩み

こころのダイヤル 愛媛県心と体の健康センター
☎ 089-917-5012

相談日時 月・水・金曜日(祝日、年末年始を除く)
9:00～12:00、13:00～15:00

心の病気、精神保健に関する相談

愛媛県心と体の健康センター
☎ 089-911-3880

相談日時 月～金曜日(祝日、年末年始を除く)
8:00～17:15

難病の患者さんの悩み相談

愛媛県難病相談支援センター
☎ 089-960-5013

相談日時 月・水 9:00～12:00、13:00～15:00
金 9:00～12:00
(祝日・年末年始を除く)

お子さんが急な病気やけがの時の相談

愛媛県子ども医療電話相談
☎ 089-913-2777
携帯・プッシュ回線は#8000(短縮ダイヤル)

相談日時 平日19:00～翌8:00 土曜13:00～翌8:00
日・祝 8:00～翌8:00 ※県内発信に限る

医療に関する患者や家族からの苦情や相談

愛媛県医療安全支援センター
各保健所内に設置
詳細は、同センターHPで確認してください

相談日時 月～金曜日(祝日、年末年始を除く)
8:30～12:00、13:00～17:00

女性

女性に関する様々な相談

婦人相談所
☎ 089-927-3490

相談日時 ●電話相談・来所相談
(まずは電話で相談して下さい。)
月～金曜日(祝祭日、年末年始を除く)
8:30～17:15
●女性夜間ダイヤル相談
毎日(祝日、年末年始を除く)
18:00～20:00

女性に関する様々な相談

愛媛県男女共同参画センター
☎ 089-926-1644

相談日時 ●一般相談
来所/8:30～16:30
電話等/
火～金曜日(祝日、年末年始を除く)
8:30～17:30
土～日曜日(祝日、年末年始を除く)
8:30～16:30
●心理相談(臨床心理士) 電話または面談/
木曜日(第5木曜日は除く)(予約制)
13:00～17:00
●法律相談(弁護士) 面談(1人30分)/
第1・第2・第4木曜日(予約制)
13:30～15:30

女性の人権に関する相談

女性の人権ホットライン 松山地方法務局
☎ 0570-070-810
IP電話の方 089-932-1875

相談日時 月～金曜日(祝日、年末年始を除く)
8:30～17:15

母子家庭等に関する相談

母子家庭等就業・自立支援センター
☎ 089-907-3200

相談日時 月～金曜日(祝日、年末年始を除く)
9:00～17:00

子ども

児童問題全般の相談

愛媛県福祉総合支援センター
☎ 089-922-5040

相談日時 月～金曜日(祝日、年末年始を除く)
8:30～17:15

いじめ問題全般の相談

いじめ相談ダイヤル24
☎ 0120-0-78310

相談日時 24時間受付
小中高生、保護者の方も対象です。

子どもの発達や教育に関する相談

愛媛県総合教育センター
●不登校・いじめ・反抗
☎ 089-963-3986

●発達、発育、幼児の子育てについて
☎ 089-963-3113
(音声案内が聞こえた後118)

子どもの人権に関する相談

子どもの人権110番 松山地方法務局
☎ 0120-007-110
IP電話の方 089-932-0877

相談日時 月～金曜日(祝日、年末年始を除く)
8:30～17:15

ひきこもり、ニート等に関する相談

引きこもり相談室 愛媛県心と体の健康センター
☎ 089-911-3883

相談日時 月～金曜日(祝日、年末年始を除く)
9:00～17:00

●特殊な支援が必要な子どもの教育相談

☎ 089-963-3113
(音声案内が聞こえた後207、208、209のいずれか)

相談日時 月～金曜日(祝日、年末年始を除く)
8:30～17:15

愛媛県内市町社会福祉協議会一覽

団体名	〒	所在地	建物名	電話番号
松山市社会福祉協議会	790-0808	松山市若草町8-2	松山市総合福祉センター	089-941-4122
余土支所	790-0045	松山市余戸中2-8-22	余戸中分館2階	089-971-6790
桑原支所	790-0905	松山市樽味1-4-3		089-941-4281
北条支所	799-2436	松山市河野別府937-1	松山市北条社会福祉センター	089-993-1400
中島支所	791-4501	松山市中島大浦1626	松山市役所中島支所2階	089-997-1822
今治市社会福祉協議会	794-0043	今治市南宝来町1-9-8	今治市総合福祉センター愛らんど今治	0898-22-6018
朝倉支部	799-1603	今治市朝倉下乙112-2	朝倉三代交流センター内	0898-56-1929
玉川支部	794-0102	今治市玉川町大野甲86-1	今治市玉川福祉センター	0898-36-8140
波方支部	799-2102	今治市波方町樋口甲250	デイサービスセンター波方となり	0898-41-7246
大西支部	799-2205	今治市大西町宮脇甲501-2	今治市大西老人福祉センター	0898-53-5380
菊間支部	794-2304	今治市菊間町池原34		0898-54-5700
吉海支部	794-2114	今治市吉海町名1466	今治市吉海老人福祉センター	0897-84-4110
宮窪支部	794-2203	今治市宮窪町宮窪3544-2	今治市宮窪福祉センター	0897-86-3939
伯方支部	794-2305	今治市伯方町木浦甲3930-1	今治市伯方福祉センター	0897-74-2123
上浦支部	794-1403	今治市上浦町甘崎3878-1	今治市上浦福祉センター	0897-87-4274
大三島支部	794-1306	今治市大三島町野々江2435-2	今治市大三島福祉センター	0897-83-1110
関前支部	794-1101	今治市関前岡村甲2525-1	今治市高齢者生活支援ハウス	0897-88-2455
宇和島市社会福祉協議会	798-0003	宇和島市住吉町1-6-16	宇和島市総合福祉センター	0895-23-3711
吉田支所	799-3703	宇和島市吉田町東小路甲58-5		0895-52-3166
三間支所	798-1113	宇和島市三間町迫目126	三間保健福祉センター	0895-58-1051
津島支所	798-3301	宇和島市津島町岩松甲471	津島保健センター1階	0895-20-8101
八幡浜市社会福祉協議会	796-0010	八幡浜市松柏乙1101	八幡浜市保健福祉総合センター	0894-23-2940
新居浜市社会福祉協議会	792-0031	新居浜市高木町2-60	新居浜市総合福祉センター	0897-32-8129
別子山分館	799-0650	新居浜市別子山乙241-6	新居浜市総合福祉センター別子山分館	0897-64-2350
西条市社会福祉協議会	799-1371	西条市周布606-1	西条市東予総合福祉センター	0898-64-2600
西条支所	793-0041	西条市神拝甲324-2	西条市総合福祉センター	0897-53-0873
東予支所	799-1371	西条市周布606-1	西条市東予総合福祉センター	0898-64-2600
丹原支所	791-0508	西条市丹原町池田1733-1	丹原サービスセンター	0898-76-2433
小松支所	799-1101	西条市小松町新屋敷乙48-1	西条市小松地域福祉センター	0898-72-6363
大洲市社会福祉協議会	795-0064	大洲市東大洲270-1	大洲市総合福祉センター	0893-23-0313
長浜支所	799-3401	大洲市長浜甲489-1	大洲市長浜体育館	0893-52-1194
肱川支所	797-1504	大洲市肱川町山鳥坂74	大洲市役所 肱川支所	0893-34-2312
河辺支所	797-1601	大洲市河辺町植松428	大洲市河辺老人福祉センター	0893-39-2510
伊予市社会福祉協議会	799-3127	伊予市尾崎3-1	伊予市総合保健福祉センター	089-982-0393
伊予事務所	799-3113	伊予市米湊723-1		089-983-6224
中山事務所	791-3203	伊予市中山町出淵2-138-1		089-967-0100
双海事務所	799-3203	伊予市双海町上灘甲5821-6		089-986-5777
四国中央市社会福祉協議会	799-0404	四国中央市三島宮川4-6-55	四国中央市福祉会館	0896-28-6127
川之江支所	799-0111	四国中央市金生町下分791-2	川之江文化センター	0896-28-6237
土居支所	799-0712	四国中央市土居町入野174-3	土居福祉センター	0896-28-6351
新宮支所	799-0303	四国中央市新宮町新宮50	高齢者生活福祉センター	0896-72-2774
西予市社会福祉協議会	797-1212	西予市野村町野村12-15	西予市野村保健福祉センター	0894-72-2306
明浜支所	797-0201	西予市明浜町高山甲3656	明浜健康管理センター	0894-69-8066
宇和支所	797-0015	西予市宇和町卯之町4-746		0894-62-3770
城川支所	797-1717	西予市城川町下相945	西予市城川支所	0894-82-1266
三瓶支所	796-0907	西予市三瓶町朝立1-360-1	西予市三瓶支所	0894-33-3046
東温市社会福祉協議会	791-0211	東温市見奈良490-1	東温市総合保健福祉センター2階	089-955-5535
上島町社会福祉協議会	794-2550	上島町生名2133-3	上島町生名デイサービスセンター	0897-76-2638
久万高原町社会福祉協議会	791-1501	久万高原町上黒岩2920-1		0892-56-0750
久万支所	791-1201	久万高原町久万45-2		0892-21-0800
面河支所	791-1701	久万高原町茨草2310	おもひ高齢者生活支援ハウス	0892-50-1833
柳谷支所	791-1801	久万高原町柳井川846	柳谷保健福祉センター内	0892-54-2941
松前町社会福祉協議会	791-3120	松前町筒井710-1	松前町総合福祉センター	089-985-4144
砥部町社会福祉協議会	791-2120	砥部町宮内1369	砥部町中央公民館内	089-962-7100
内子町社会福祉協議会	791-3392	内子町内子1515	内子町役場 内子分庁	0893-44-3820
伊方町社会福祉協議会	796-0301	伊方町湊浦1995-1	伊方町中央公民館5階	0894-38-2360
瀬戸支所	796-0502	伊方町三机乙1087-1	瀬戸デイサービスセンター	0894-57-2180
三崎支所	796-0801	伊方町三崎1700-16	三崎保健福祉センター	0894-54-2222
松野町社会福祉協議会	798-2101	松野町大字松丸1661-13		0895-42-0794
鬼北町社会福祉協議会	798-1341	鬼北町近永782		0895-45-3709
日吉支所	798-1502	鬼北町下鍵山500	鬼北町日吉中央集会所	0895-44-2588
愛南町社会福祉協議会	798-4101	愛南町御荘菊川1157		0895-73-7777
西海事業所	798-4204	愛南町櫻月212-1	西海保健福祉センター	0895-82-0067

愛媛県内地域包括支援センター一覽

市町名	名称	〒	所在地	電話番号
松山市	松山市地域包括支援センター湯築・桑原・道後	790-0855	松山市持田町1-3-30	089-993-5666
	サブセンター五明・伊台・湯山	791-0122	松山市末町甲9-1 (県在宅介護研修センター3階)	089-993-5661
	松山市地域包括支援センター石井・浮穴・久谷	790-0932	松山市東石井7-3-32	089-957-0808
	サブセンター浮穴・久谷	791-1123	松山東方町甲1272-1	089-905-8889
	松山市地域包括支援センター小野・久米	790-0925	松山市鷹子740	089-970-3761
	松山市地域包括支援センター東・拓南	790-0864	松山市築山町5-11	089-915-7760
	松山市地域包括支援センター雄郡・新玉	790-0011	松山市千舟町8-128-1	089-993-7220
	松山市地域包括支援センター味酒・清水	790-0823	松山市清水町3-15	089-911-1135
	松山市地域包括支援センター垣生・余土	790-0043	松山市保免西4-5-25	089-989-7600
	松山市地域包括支援センター生石・味生	791-8056	松山市別府町177-1	089-953-3888
	松山市地域包括支援センター三津浜	791-8066	松山市菟川2-10-23	089-953-1130
	松山市地域包括支援センター中島	791-4501	松山市中島大浦1626中島支所内	089-997-0454
	松山市地域包括支援センター潮見・久枝	791-8004	松山市鴨川2-12-8	089-994-8765
	松山市地域包括支援センター和氣・堀江	799-2651	松山市堀江町甲338-2	089-911-8005
	松山市地域包括支援センター北条	799-2436	松山市河野別府937-1	089-992-0117
	松山市基幹型地域包括支援センター	790-8571	松山市二番町4-7-2 別館2階	089-948-6949
今治市	今治市地域包括支援センター美須賀・立花	794-0037	今治市黄金町2-2-5	0898-55-8872
	今治市地域包括支援センター日吉・近見	794-0054	今治市北日吉町1-11-17	0898-22-7960
	今治市地域包括支援センター西・南	794-0065	今治市別名272	0898-33-7861
	今治市地域包括支援センター桜井・朝倉・玉川	794-0102	今治市玉川町大野甲86-1	0898-36-8330
	今治市地域包括支援センター北郷・大西・菊間	799-2205	今治市大西町宮脇甲501-2	0898-53-5540
	今治市伯方地域包括支援センター	794-2305	今治市伯方町木浦甲3930-1	0897-72-1065
	サブセンター大島	794-2114	今治市吉海町名1466	0897-84-4110
	サブセンター大三島	794-1306	今治市大三島町野々江甲2435-2	0897-83-1110
	介護保険課 地域包括支援係	794-8511	今治市別宮町1-4-1	0898-36-1528
宇和島市	宇和島市地域包括支援センター	798-8601	宇和島市曙町1市役所内	0895-49-7019
八幡浜市	八幡浜市地域包括支援センター	796-0010	八幡浜市松柏乙1101保健福祉総合センター内	0894-24-3918
新居浜市	新居浜市地域包括支援センター	792-8585	新居浜市一宮町1-5-1市役所内	0897-65-1245
西条市	西条市地域包括支援センター西条北部	793-0027	西条市朔日市269-1済生会西条病院内	0897-55-5359
	西条市地域包括支援センター西条南部	793-0035	西条市福武甲162-1西条愛寿会病院横	0897-55-0630
	西条市地域包括支援センター西条西部・小松	799-1101	西条市小松町新屋敷甲496小松総合支所1階	0898-52-8221
	西条市地域包括支援センター東予	799-1301	西条市三芳1535-1社会福祉法人亀天会内	0898-66-5520
	西条市地域包括支援センター丹原	791-0508	西条市丹原町池田1733-1丹原総合支所1階	0898-35-3427
大洲市	大洲市地域包括支援センター	795-8601	大洲市大洲690-1市役所内	0893-24-1714
	サブセンター大洲中央	795-8601	大洲市大洲690-1	0893-24-1714
	サブセンター大洲西	799-3401	大洲市長浜甲480-3長浜支所内	0893-52-1113
	サブセンター大洲東	797-1592	大洲市肱川町山鳥坂74	0893-34-2340
伊予市	伊予市地域包括支援センター	799-3113	伊予市米湊1212-5	089-909-6260
四国中央市	四国中央市地域包括支援センター	799-0497	四国中央市三島宮川4-6-55市役所内	0896-28-6147
西予市	西予市地域包括支援センター(本所)	797-1212	西予市野村町野村12-15	0894-72-0022
	西予市地域包括支援センター(支所)	797-0015	西予市宇和町卯之町4-746	0894-62-7730
東温市	東温市地域包括支援センター	791-0211	東温市見奈良490-1	089-955-0150
上島町	上島町地域包括支援センター	794-2550	上島町生名621-1	0897-76-2261
	上島町地域包括支援センター魚島窓口	794-2540	上島町魚島1-1367-2	0897-74-1120
久万高原町	久万高原町地域包括支援センター	791-1201	久万高原町久万212	0892-50-0230
松前町	松前町地域包括支援センター	791-3192	松前町大字筒井631	089-985-4205
砥部町	砥部町地域包括支援センター	791-2195	砥部町宮内1392町役場内	089-962-6118
	砥部町地域包括支援センター広田サブセンター	791-2205	砥部町総津409	089-969-2111
内子町	内子町地域包括支援センター	795-0392	内子町平岡甲168町役場内	0893-44-6154
伊方町	伊方町地域包括支援センター	796-0301	伊方町湊浦1993-1	0894-38-2652
松野町	松野町地域包括支援センター	798-2102	松野町大字延野々1406-4保健センター内	0895-42-1933
鬼北町	鬼北町地域包括支援センター	798-1395	鬼北町大字近永800-1町役場内	0895-45-1111
愛南町	愛南町地域包括支援センター	798-4131	愛南町城辺甲2420	0895-72-7325

決算の概要

1 一般会計貸借対照表(令和4年3月31日現在) (単位:円)			
勘定科目	当年度末	勘定科目	当年度末
流動資産	749,650,204	流動負債	52,944,493
固定資産	9,031,335,181	固定負債	7,722,338,160
		負債の部合計	7,775,282,653
		基本金	110,000,000
		基金	160,857,556
		国庫補助金等特別積立金	1,372,213,508
		その他の積立金	220,015,678
		次期繰越活動増減差額	142,615,990
		純資産の部合計	2,005,702,732
資産の部合計	9,780,985,385	負債及び純資産の部合計	9,780,985,385

2 その他会計貸借対照表(令和4年3月31日現在) (単位:円)			
勘定科目	当年度末	勘定科目	当年度末
流動資産	7,852,169,085	流動負債	13,188,719
固定資産	18,947,678,577	固定負債	223,262,544
		負債の部合計	236,451,263
		国庫補助金等特別積立金	26,076,025,429
		その他の積立金	566,225,045
		次期繰越活動増減差額	△ 78,854,075
		純資産の部合計	26,563,396,399
資産の部合計	26,799,847,662	負債及び純資産の部合計	26,799,847,662

3 事業活動計算書(総括)(令和3年4月1日～令和4年3月31日) (単位:円)		
会計単位及び事業区分名	収入総額	支出総額
1 一般会計	840,768,011	698,152,021
(1)社会福祉事業	520,937,942	386,563,345
(2)公益事業	308,907,767	306,946,985
(3)収益事業	10,922,302	4,641,691
2 生活福祉資金会計	8,276,759,173	8,355,140,887
3 要保護世帯向け不動産担保型生活資金会計	△ 5,116,439	181
4 生活福祉資金事務費会計	176,653,470	173,713,002
5 臨時特例つなぎ資金会計	1,603,846	△ 99,945
合 計	9,290,668,061	9,226,906,146

4 資金収支計算書(総括)(令和3年4月1日～令和4年3月31日) (単位:円)		
会計単位及び事業区分名	収入総額	支出総額
1 一般会計	2,667,949,069	1,958,614,926
(1)社会福祉事業	548,336,375	405,450,770
(2)公益事業	2,108,993,992	1,548,522,465
(3)収益事業	10,618,702	4,641,691
2 生活福祉資金会計	16,194,136,670	8,380,933,069
3 要保護世帯向け不動産担保型生活資金会計	54,170,127	28,409,707
4 生活福祉資金事務費会計	172,979,402	172,979,402
5 臨時特例つなぎ資金会計	7,875,751	4,884,906
合 計	19,097,111,019	10,545,822,010

令和4年度 新規採用職員への インタビュー!

①学生時代に取り組んだこと

大学では経営学部所属しており、会計学を専攻していました。また、教育コースのゼミに入っていたので、子どもに関する施設見学に行ったり、児童館や地域のイベントに参加したりして、たくさん子どもたちと交流していました。3回生になる時に新型コロナウイルスが流行したので、学生生活の後半はイベント等も中止になってしまいました。サークル活動や友達との思い出作りなど、充実した4年間を過ごすことができました。

②現在の業務

私は、総務企画部法人振興課に所属しています。私が担当している業務は2つあります。1つ目は社会福祉法人の経営基盤の強化や福祉施設の機能充実・施設運営を目的とする「社会福祉法人経営者協議会」に関する業務です。2つ目は障がいのある方々のニーズに応え、「働く・くらす」を支援する『社会就労センター協議会』に関する業務です。初めての業務で分からないことばかりですが、上司の方々に助けていただきながら日々取り組んでいます。

③4か月働いてみた感想

気楽な学生生活を送っていたので、社会人になって働くことがここまで大変だとは思っていませんでしたが、新人のうちから、会議や研修会などに携わることができ、様々な経験ができています。また、分からないことがあると、お忙しい中、上司の方がいつも確認してくださって、丁寧に教えてくださいました。今は自分に与えられた業務に必死ですが、先輩方の姿を見て学び、できることを少しずつ増やしていきたいです。

④今後したいこと、抱負

まずは自分に与えられた仕事をしっかりこなせるようになりたいです。業務内容を理解して覚えることはもちろんですが、余裕をもって業務に取り組むために、計画的なスケジュール管理を心掛けて、早め早めに行動できるようになりたいです。また、学生の時には福祉について勉強したり考えたりする機会がほとんどなかったため、これからは様々な情報に触れて、福祉に関する知識を増やしていきたいと思っています。

⑤初ボーナスの使い道

最近おいしい牛タン屋さんを見つけたので、そこに通いたいです。

⑥お休みの日の過ごし方

友達や家族とご飯に行ったりドライブをしたりすることが多いです。



⑦もし3億円当選したらどうする??

自家用ジェット機を買って、移動が楽にできるようにしたいです。

⑧好きな言葉・座右の銘

「速度を上げるばかりが、人生ではない。」ガンジーの言葉だそうです。

①学生時代に取り組んだこと

大学では経営学部所属しており、ゼミでは四国の人口減少と企業活動について調べていました。また広告論や人材資源管理論など経営に関連する講義を多く履修しました。アルバイトでは塾講師と温泉施設のフロント業務を経験しました。人に教えることが好きであると感じました。アルバイトの中で人と接する業務で対応することが好きであると感じました。アルバイトの経験は、今の自分にとって大きな分岐点になっています。

②現在の業務

私は、福祉人材部長寿推進課に所属しています。担当する業務は3つあります。1つ目が高齢者の生きがいづくりの一環である「高齢者大学校開設事業に関すること」、2つ目が高齢者虐待への理解を深め、対応できる人材、体制を確保する目的で行われる「高齢者虐待対応職員養成講座に関すること」、3つ目が「介護支援専門員受講者管理システムに関すること」です。

受講生や講師、外部組織の方など職場外の方とコミュニケーションをとる機会が多く緊張しますが、多くの経験を得られる業務です。失敗を恐れずに頑張ります。

③4か月働いてみた感想

働き始めて4か月が経ちましたが、周りの上司の方々にご指導いただき、日々お力添えいただいています。分からない事や自身では判断しきれない事が多く、お忙しくても優しくご指導いただき、とても感謝しています。

不安もある中ですが、失敗を恐れすぎず前向きに行動していきたいと考えています。そして1日でも早く、職場での対応力を身につけたいです。

④今後したいこと、抱負

現在は、自分の業務を進めることに手いっぱいになっていますが、もっと先を見越した行動力やその時々での対応力を身につけたいと思います。携わらせていただける業務から多くの経験を積んで上司の方々のような対応ができるように努力していきます。自分の考えを持ち、自信を持って業務を進められるように、業務の知識と理解を深めていきたいと考えています。

⑤初ボーナスの使い道

5年ぶりに眼鏡を買い替えました。またソニーの着るクーラーという商品を買うか考え中です。残りは貯金します。

⑥お休みの日の過ごし方

友人とゲームをしたり、遊びに行くことが多いです。最近はコロナの影響もあり、ゲームや家で遊ぶことが多いですがドライブなど遠出もしたいと感じています。

⑦もし3億円当選したらどうする??

実家を建て替えるのと隣に自分の家を建てたいです。

⑧好きな言葉・座右の銘

「後悔先に立たず」です。自分は優柔不断なところがあるので、この言葉を意識して、物事のタイミングを逃さず勇気を持って行動できる人間になりたいと思っています。



今後とも、よろしくお願ひします!

日本国内でのボランティア活動中のケガや賠償責任を補償

ボランティア活動保険



保険金額・年間保険料(1名あたり) 団体割引20%適用済/過去の損害率による割増引適用

プラン		基本プラン	天災・地震補償プラン	[新設] 特定感染症重点プラン	
ケガの補償	死亡保険金	1,040万円			
	後遺障害保険金	1,040万円(限度額)			
	入院保険金日額	6,500円			
	手術保険金	入院中の手術	65,000円		
		外来の手術	32,500円		
	通院保険金日額	4,000円			
	特定感染症	補償開始日から10日以内は補償対象外(*)	初日から補償		
賠償責任の補償	地震・噴火・津波による死傷	×	○	○	
	賠償責任保険金(対人・対物共通)	5億円(限度額)			
年間保険料		350円	500円	550円	

商品パンフレットは
コチラ



(ふくしの保険)
ホームページ

*4月1日付で前年度から継続して契約される場合は初日から補償します。

<基本プランに加入される方へ>

基本プランでは、地震・噴火・津波に起因する死傷は補償されません。

◆年度途中でボランティア活動保険に加入する場合には「特定感染症重点プラン」への加入をおすすめします。

例えば、被災地での災害ボランティア活動や当初予定していなかったボランティア活動への参加にあたり、新型コロナウイルス感染症をはじめとした特定感染症への備えとして、特定感染症重点プランに加入いただきますと、より安心してボランティア活動に参加いただけます。

ボランティア行幸用保険 (傷害保険、国内旅行傷害保険特約付傷害保険、賠償責任保険)

送迎サービス補償 (傷害保険)

福祉サービス総合補償
(傷害保険、賠償責任保険、約定履行費用保険(オプション))

● このご案内は概要を説明したものです。詳細は、「ボランティア活動保険パンフレット」にてご確認ください。●

団体契約者 **社会福祉法人 全国社会福祉協議会**

〈引受幹事 保険会社〉 損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部 第二課
TEL: 03 (3349) 5137
受付時間: 平日の9:00~17:00 (土日・祝日、年末年始を除きます。)
この保険は、全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約です。

取扱代理店 **株式会社 福祉保険サービス**

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL: 03 (3581) 4667
受付時間: 平日の9:30~17:30 (土日・祝日、年末年始を除きます。)



社会福祉施設総合損害補償

しせつの損害補償

◆加入対象は、社協の会員である社会福祉法人等が運営する社会福祉施設です。

プラン1 施設業務の補償

(賠償責任保険、医師賠償責任保険、看護職賠償責任保険、サイバー保険、
動産総合保険、費用・利益保険)

1 基本補償(賠償・見舞費用)

保険期間1年

▶保険金額		基本補償(A型)	見舞費用付補償(B型)
賠償事故に対応	身体賠償(1名・1事故)	2億円・10億円	2億円・10億円
	財物賠償(1事故)	2,000万円	2,000万円
	受託・管理財物賠償(期間中)	200万円	200万円
	うち現金支払限度額(期間中)	20万円	20万円
	人格権侵害(期間中)	1,000万円	1,000万円
	身体・財物の損壊を伴わない経済的損失(期間中)	1,000万円	1,000万円
お見舞い等の各種費用	徘徊時賠償(期間中)	2,000万円	2,000万円
	事故対応特別費用(期間中)	500万円	500万円
	被害者対応費用(1名につき)	1事故10万円限度	1事故10万円限度
	傷害見舞費用		死亡時 100万円 入院時 1.5~7万円 通院時 1~3.5万円

- オプション1 ● 訪問・相談等サービス補償
- オプション2 ● 施設の医療事故補償
 - ・ 医務室の医療事故補償
 - ・ 看護職の賠償責任補償
- オプション3 ● 施設の借用不動産賠償事故補償
- オプション4 ● クレーム対応サポート補償
- NEW**
- オプション5 ● 施設の感染症対応費用補償
休業補償から各種対応費用までワイドな安心
 - ① 休業や縮小営業による収益減少はもちろん、収益減少を防止・軽減するための人件費なども補償
 - ② 消毒・清掃費用や自主的なPCR検査費用など、かかった費用を幅広く補償
 - ③ 感染症対応特別費用で定額20万円を早期に受取り

- 2 個人情報漏えい対応補償
- 3 施設の什器・備品損害補償

プラン2 施設利用者の補償

(普通傷害保険)

- 1 入所型施設利用者の傷害事故補償
- 2 通所型施設利用者の傷害事故補償
- 3 施設送迎車搭乗中の傷害事故補償



プラン3 職員等の補償

(労働災害総合保険、普通傷害保険、約定履行費用保険、雇用慣行賠償責任保険)

- 1 職員の労災上乗せ補償
 - オプション：使用者賠償責任補償
- 2 役職員の傷害事故補償
- 3 役職員の感染症罹患事故補償
- 4 雇用慣行賠償補償



プラン4 法人役員等の補償

(役員賠償責任保険)

社会福祉法人役員等の賠償責任補償

● このご案内は概要を説明したものです。詳細は「しせつの損害補償」手引またはホームページをご参照ください。●

団体契約者 ▶ 社会福祉法人 全国社会福祉協議会

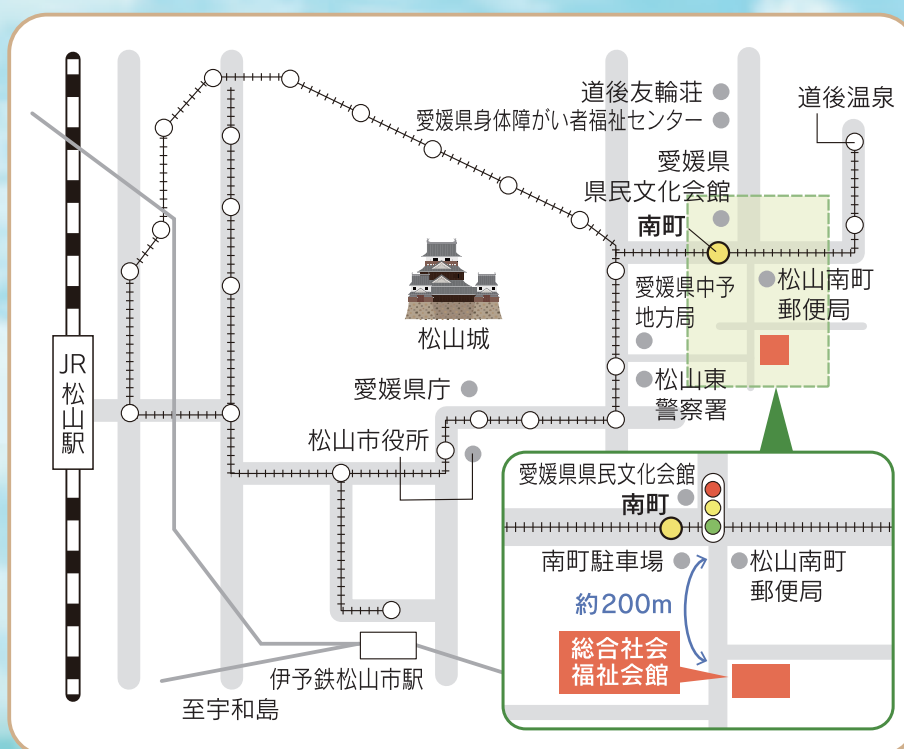
〈引受幹事〉 損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部 第二課
保険会社
TEL：03(3349)5137
受付時間：平日の9:00~17:00(土日・祝日、年末年始を除きます。)

取扱代理店 ▶ 株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL：03(3581)4667
受付時間：平日の9:30~17:30(土日・祝日、年末年始を除きます。)

各部署お問い合わせ

総務企画部	経営管理課	TEL 089-921-8344 FAX 089-921-8939 Eメール: keiei@ehime-shakyo.or.jp
	法人振興課	TEL 089-921-8566 FAX 089-921-8939 Eメール: shinko@ehime-shakyo.or.jp
地域福祉部	地域福祉課	TEL 089-921-8912 FAX 089-921-7738 Eメール: chiiki@ehime-shakyo.or.jp
	生活支援課	TEL 089-921-8353 FAX 089-921-5289 Eメール: shien@ehime-shakyo.or.jp
福祉人材部	人材研修課	TEL 089-921-5344 FAX 089-921-3398 Eメール: jinzai@ehime-shakyo.or.jp
	長寿推進課	TEL 089-921-5140 FAX 089-921-3398 Eメール: chouju@ehime-shakyo.or.jp
運営適正化委員会		TEL 089-998-3477 FAX 089-921-3398 Eメール: kujo@ehime-shakyo.or.jp



交通のご案内

- JR松山駅から …… 伊予鉄市内電車〈道後温泉行〉で20分。
「南町」で下車して徒歩3分。
- 伊予鉄松山市駅から… 伊予鉄市内電車〈道後温泉行〉で15分。
「南町」で下車して徒歩3分
- 松山空港から …… リムジンバス〈道後温泉行〉で36分。



社会福祉法人 愛媛県社会福祉協議会

〒790-8553 松山市持田町三丁目8番15号 愛媛県総合社会福祉会館

【TEL】089-921-8344 【FAX】089-921-8939 【URL】<https://www.ehime-shakyo.or.jp>

